

2丁		裁判所		年号	月日	事項	最高裁判所	團藤丈士
五	一	昭和六二	四	平成元	一月四日	宇都宮簡易裁判所判事に補する		
七	一	四	二二〇	三	二二五	一 東京地方裁判所判事補に補する 東京簡易裁判所判事に補する		
	一	六	一一一	六	一一一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する		
	一	七	一一三	七	一一三	大蔵事務官（東京地方検察庁検事）に任命する		
	一	八	一一一	八	一一一	大蔵事務官（証券局資本市場課課長補佐）に併任する		
	一	九	一一一	九	一一一	大蔵事務官（証券局証券市場課課長補佐）に併任する		
	一	一〇	一一一	一〇	一一一	大蔵事務官（証券局資本市場課課長補佐）の併任を解除する		
	一	一一	一一一	一一	一一一	外務事務官（經濟局）に併任する		
	一	一二	一一一	一二	一二	（期間は平成四年十一月四日までとする）		
	一	一三	一一一	一三	一三	大蔵事務官（証券局証券市場課課長補佐）の併任を		
	一	一四	一一一	一四	一四	外務省		

3丁	裁 判 所	年 号	月	日	事	項	大 庁	内 藏 省	名
	平成 五 一 七	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する		解除する				
	福岡地方裁判所判事補に補する								
	兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する								
	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する								
	福岡簡易裁判所判事に補する								
	判事兼簡易裁判所判事に任命する								
	福岡地方裁判所判事に補する								
	兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する								
	東京地方裁判所判事に補する								
	東京簡易裁判所判事に補する								
一一一	検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する								
一一一	法務事務官（法務大臣官房司法法制調査部付）に併任する								
	最高裁判所								
	内閣								
法務省									

團 藤 文 士

4丁	裁 判 所	年 号	月	日	事	項	法 務 省	團 藤 文 士
リ リ リ リ リ リ	平成一二四	一	一	一	法務大臣官房司法法制調査部付に充てる			
リ リ リ リ リ リ	一三	一	一	一	法務事務官（法務大臣官房司法法制調査部付）の併			
四	六	一	一	一	任を解除する			
リ リ リ リ リ リ	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整							
リ リ リ リ リ リ	備等に関する法律（平成一年法律第一〇二号）附							
リ リ リ リ リ リ	則第三条の規定及び平成一二年一一月一五日付け法							
リ リ リ リ リ リ	務省秘企第九一九号法務大臣官房秘書課長依命通知							
リ リ リ リ リ リ	により法務大臣官房司法法制調査部付は法務省大臣							
リ リ リ リ リ リ	官房司法法制部付となつた							
リ リ リ リ リ リ	かねて法務省民事局参事官に充てる							
リ リ リ リ リ リ	法務省民事局参事官に充てることを解く							
リ リ リ リ リ リ	法務省民事局商事課長に充てる							
リ リ リ リ リ リ	法務省民事局民事第二課長に充てる							
リ リ リ リ リ リ	法務省民事局検事に配置換する							

裁 判 所		年 号	月 日	事	項 序	最 高 裁 判 所	團 藤 文 士
判 事	所 長						
東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所所長を命ずる	平成二九	一一 一二 二二	広島地方裁判所判事に補する			
東京高等裁判所判事に補する	広島地方裁判所長を命ずる	令和二	三〇	広島簡易裁判所判事に補する			
東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所所長を命ずる	一一	一五	横浜地方裁判所判事に補する	最高裁判所		
横浜簡易裁判所判事に補する	横浜地方裁判所長を命ずる	一一	一六				